

横断歩道 止まって確認 お先にどうぞ!



秋の全国交通安全運動

9月30日 木は「交通事故死ゼロを目指す日」です

令和3年9月21日(火)～9月30日(木)



子供と高齢者
を始めとする
歩行者の
安全の確保



夕暮れ時と夜間の
事故防止と歩行者
等の保護など安全
運転意識の向上



自転車の
安全確保と
交通ルール
遵守の徹底



飲酒運転等の
悪質・危険な
運転の根絶



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャピョン」

(一財) 鳥取県交通安全協会

鳥取県実施要綱

秋の全国交通安全運動 鳥取県実施要綱

目的

秋口は、日没の早まりとともに夕暮れや夜間にかけての交通事故が多発する傾向にあり、また、高齢運転者による事故や、子どもや高齢者が被害に遭う交通事故が発生している。このようなことから、子どもと高齢者、高齢運転者の交通事故防止、前照灯の早期点灯、反射材用品の着用等を広く県民に呼びかけ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図る。

重点

- ・子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ・夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ・自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

期間

令和3年9月21日(火)～9月30日(木)

交通死亡事故死ゼロを目指す日

9月30日(木)

交通マナーアップ強化日

9月30日(木)

スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

9月中は

高齢者、子ども及び障がい者への
思いやり運転推進月間



「人優先」の交通安全思想を基本として『鳥取県支え愛交通安全条例』に基づき、信号機のない横断歩道での一時停止等の交通ルールの遵守の徹底を図るなど、「思いやり運転」や「思いやり行動」を心掛けましょう。



1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

運転者は

- 通学路や学校、保育園、幼稚園等の近くでは、子どもの飛び出し等を予想した「かもしれない運転」に努めるとともに、スピードを落として走行しましょう。
- 県内の交通事故死者のうち高齢者が多数を占めていることなどから、道路を通行する全ての高齢者、子ども及び障がい者に対して思いやり運転を推進しましょう。

子どもと高齢者をはじめとする歩行者は

- 県内の交通事故死者数のうち、歩行者の割合が高く、歩行者側にも違反が認められることなどから、道路を渡る際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では手を上げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。
- 高齢者は、参加・体験・実践型の交通安全講習会等に参加し、高齢者自身が身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し安全行動をとりましょう。

道路管理者・関係機関・団体は

- 通学路等において危険個所の把握を行い、危険性を正しく判断した上、解消に向けた取組を推進しましょう。
- 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路において、見守り活動等を推進しましょう。
- 交通安全指導員やPTA等と協力し、通学路等での指導と交通ルールを身につけるための交通安全教育を推進しましょう。
- 「ゾーン30」等による低速度規制の設定や「スムーズ横断歩道」の設置を検討するなどの生活道路対策を推進しましょう。

【スムーズ横断歩道】

横断歩道の位置になだらかな段差を設置し、横断歩道の高さが上がることで、車両の速度を低下させ、歩行者の横断を安全にするもの



2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

歩行者は

- 夕暮れから夜間の外出時は明るい服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携帯するなど、自己の存在を目立たせましょう。

運転者は

- 横断歩道付近ではスピードを落とし、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、横断歩行者を優先しましょう。
- 見えにくくなる夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没30分前には前照灯を点灯し、夜間は昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努めましょう。

職場では

- 夕暮れから夜間にかけて交通事故が多発傾向にあることを周知し、昼間より速度を落とした安全運転と、前照灯の早期点灯・夜間の走行用前照灯（ハイビーム）、すれ違い用前照灯（ロービーム）を適切に活用するよう推進しましょう。



3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

自転車利用者は

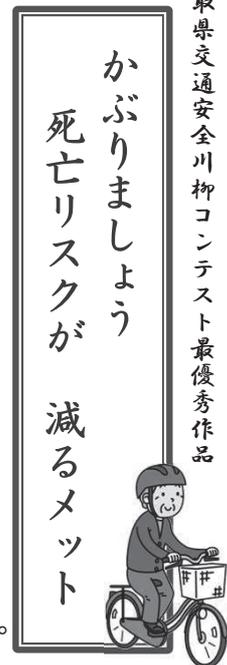
- 自転車は車両であることを認識し、原則として車道の左側通行や交差点での信号遵守と一時停止等の交通ルールを遵守して安全に利用しましょう。
- すべての年代で自転車のヘルメット着用と、自転車利用中の交通事故による損害を賠償するための保険、または共済（自転車損害賠償保険等）の加入に努めましょう。

関係機関・団体は

- 「自転車安全利用5則」の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。
- 自転車利用者を対象とした街頭指導、参加・体験・実践型の自転車教室等を通じた交通ルールの周知や、自転車の正しい乗り方等の指導を推進しましょう。

道路管理者は

- 自転車利用者の安全な通行を確保するため、交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進し、自転車通行環境整備の推進を図りましょう。



4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

運転者は

- 飲酒運転や妨害運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転等の危険運転は絶対にしない意識を徹底しましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止しましょう。



職場は

- 事業用、自家用を問わず、業務に使用する自動車の使用者は、運転前にアルコール検知を行うなど、従業員に飲酒運転をさせない運行管理を行いましょう。
- アルコール依存を有する従業員の把握に努め、アルコール依存が疑われる場合は、その予防対策として、行政の相談窓口や専門医療機関へ相談を行うなどの業務管理を行いましょう。
- 朝礼、会議等を利用して、飲酒運転防止のための指導を徹底し、職場ぐるみで飲酒運転根絶に対する気運を高めましょう。

関係機関・団体は

- 各種広報媒体等を活用し、飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進しましょう。
- 視聴覚教材（DVD）や飲酒擬似体験ゴーグル等を活用した、飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図りましょう。



問い合わせ先

(一財) 鳥取県交通安全協会

〒680-0011 鳥取市東町1丁目271番地 TEL(0857)24-2110 FAX(0857)24-2170